北名古屋市児童発達支援センター設立 についての提言案 (基本的な方針)

令和4年10月 尾張中部福祉圏域障害者支援協議会

目次

第Ⅰ章	策定にあたって・・・・・・・・・・・3
第2章	北名古屋市の現状について
(1)	未就学児の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
(2)	小学生の状況・・・・・・・5
(3)	中・高学生の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
(4)	北名古屋市の第6期障害者福祉計画・第2期障害児福祉計画)・・・・・7
(5)	北名古屋市の課題・・・・・・・9
第3章	北名古屋市児童発達支援センター(仮称)について
(1)	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(2)	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3)	事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・2
(4)	ライフステージ別支援・・・・・・・23
(5)	その他・・・・・・・・25
参考資	[料 26

第1章 策定にあたって

令和2年に国から、第6期障害者福祉計画並びに第2期障害児福祉計画が示されました。その中で、『重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置を令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。』と示されています。(市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。)

北名古屋市では、令和3年3月に第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を作成し、誰もが安心して暮らすことができる「共生社会」の実現を目指して取り組みます。その中で、障害児支援の提供体制の整備の1つとして、令和5年度までに、市内の複数の機関で分担し、児童発達支援センターの整備を検討していくことを含め、令和5年度末までに児童発達支援センターを市内又は圏域で1か所の設置を目指すこととしています。

また、令和3年度9月18日に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する 法律の施行を受け、医療的ケア児にも対応できる支援体制を構築していく必要があり ます。

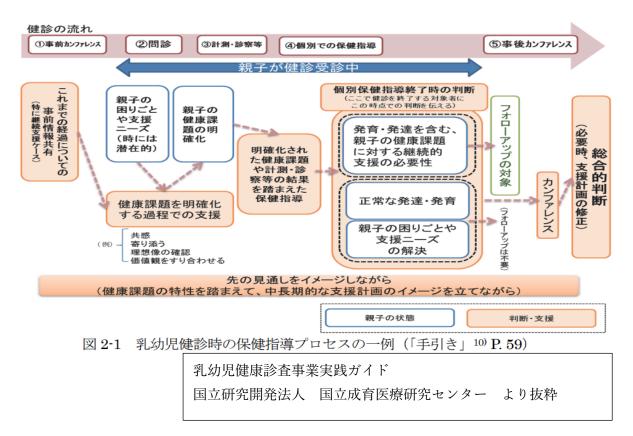
そこで、北名古屋市の現状や課題を整理し北名古屋市児童発達支援センター(仮称)が果たすべき役割や機能、実施する事業等を整理し、児童部会で、児童発達支援センターのあり方を検討し、提言としました。

第2章 支援を必要とする児童の状況

児童発達支援センターの事業内容等を検討するにあたり、対象となる児童の現状を 把握する必要があるのでここで整理しました。

(1) 未就学児の状況

未就学児の状況については、保育所等で加配を受けている子どもの数、児童発達支援の利用者数、乳幼児健康健診査で把握される「フォローアップの対象」の数などが参考になります。



令和元年度~3年度に児童発達支援の受給者は252人(表 I)で、年々、増加しています。

令和 2 年度に保育所・幼稚園・こども園で特別な配慮を必要とする子ども(障害者手帳の保持児・特別児童扶養手当対象児・医師等に診断を受けている子ども等)は、267人(表2)で概ね260人前後で推移しています。

令和2年度の|歳半検診受診者は785人で、「フォローアップの対象」は356人、3歳児検診受診者は785人で、「フォローアップの対象」は181人(表3)で年々、減少しています。ただ、少子化に伴う減少であるため、|歳半検診では約45%、3歳児検診では約22~24%で推移しています。

(表1)児童発達支援の受給者数

	令和元年度	令和 2 年度	令和3年10月現在	
児童発達支援受給者数	78人	83人	91人	

※令和元、2年度は年度末現在の実受給者数

(表2)保育所等で特別な配慮を必要とする子どもの数

	令和元年度	令和 2 年度	令和3年 10 月現在
保育園(公立)	195人	192人	150人
保育園(私立)	一人	一人	一人
こども園	一人	6人	17人
幼稚園	65人	69人	64人
合計	260人	267人	231人

(表3)フォローアップの対象児

	令和元年度	令和 2 年度	令和3年10月現在
歳半健康健診査	393人(866人)	356人(785人)	246人(434人)
3 歳児健康健診査	204人(822人)	181人(785人)	118人(518人)

※()は総数。

(2) 小学生の状況

小学校における特別支援学級在籍者は、97人(表4)となっており、特別支援学校 在籍者は、28人(表4)となっており、大幅な増減はなく推移しています。

また、放課後等デイサービスの利用者は、127人(表5)となっており、増加しています。

(表 4)特別支援学級及び特別支援学校在籍者数

	令和元年度	令和 2 年度	令和3年12月現在	
特別支援学級在籍数	85人	92人	97人	
特別支援学校在籍数	29人	28人	28人	

(表 5) 放課後等デイサービス受給者数

	令和元年度	令和 2 年度	令和3年10月現在
放課後等デイサービス受 給者数(6歳~12歳)	107人	110人	127人

※令和元、2年度は年度末現在の実受給者数

(3) 中学・高校生の状況

中学校における特別支援学級在籍者は、26人(表6)となっており、特別支援学校 在籍者は、14人(表6)となっており、増加しています。

特別支援学校高等部在籍者数は、不明(表7)です。

また、中・高校生の放課後等デイサービスの利用者は、56人(表8)となっており、利用者数は約60人で推移しています。

(表 6)特別支援学級及び特別支援学校在籍者数(中学部)

	令和元年度	令和 2 年度	令和3年12月現在
特別支援学級在籍数	19人	21人	26人
特別支援学校在籍数	9人	18人	14人

(表7)特別支援学校在籍者数(高等部)

	令和元年度	令和 2 年度	令和3年12月現在
特別支援学校在籍数	一人	一人	一人

※市では確認できず。

(表8)放課後等デイサービス受給者数

	令和元年度	令和 2 年度	令和3年10月現在
放課後等デイサービス受 絵者数(13歳~18歳)	56人	56人	59人
給者数(I3歳~I8歳)	56人	56人	59

※令和元、2年度は年度末現在の実受給者数

(4) 北名古屋市の障害児福祉計画(北名古屋市ホームページより抜粋)

4. 計画の基本理念・基本原則

本計画は、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の基本的な考えのもと、『障害者基本法』 の基本原則である「地域社会における共生等」にのっとり、障害の有無により分け隔てられることなく、 市民同士が相互に人格と個性を尊重し合う「共生する地域社会の実現」を基本理念に、平成28年4月 1日から施行された、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、 地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて 定められた『障害者差別解消法』に具体的に示されているように、『障害者基本法』の基本原則である 「差別の禁止」を基本原則として設定した前計画から基本理念・基本原則を継承します。

さらに、基本理念・基本原則の実現に向けて、市として大切にする考え方として「ナチュラルサポート (人々の交流から生まれる自然なサポート)」についても前計画から継承します。

また、国の第4次障害者基本計画の内容を含め、昨今の障害者をめぐる課題によりきめ細やかに対応していくため、7つの基本的視点を取り入れ、7項目の施策を展開していきます。

【計画の基本理念】

共生する地域社会の実現

障害の有無によって分け隔てられることなく、 市民同士が相互に人格と個性を尊重し合う

【計画の基本原則】

差別の禁止

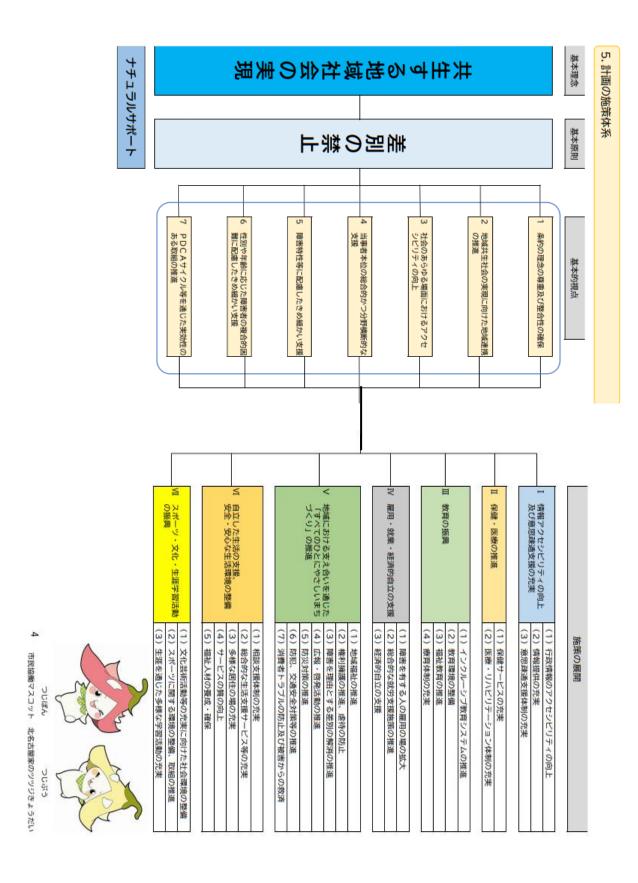
障害を有する人に対して、障害を理由とした差別による 権利利益の侵害等の社会的障壁の除去

【基本理念・基本原則の実現に向けて、大切にする考え方】

ナチュラルサポート

(人々の交流から生まれる自然なサポート)

本市は、共生社会の実現と差別の禁止に向けて、障害を有する人の就労継続を支援 する際などに用いられる『ナチュラルサポート』の考え方を取り入れ、障害を有する人を 含めた人々の交流から生まれる自然なサポートをあらゆる場面において大切にします。



(5) 北名古屋市における現状と課題

第 6 期障害者福祉計画・第 2 期障害児福祉計画 障害者団体や事業者などを対象とするヒアリング調査結果から障害児に関する部分を抜粋

障害を有する方及びその家族の代表者の意見

1. 共生社会の実現について

- ○大人になってからは、どうしても障害のある方を警戒してしまう。しかし、子どもは障害の有無に関わらず分け隔てなく接することができる。幼い時期から障害のある方と接する機会を設ければ、理解を深めていくことができるのではないか。
- 〇小さい時から障害児と健常児がふれあう機会を増やしていければ、障害に対する理解が早い段階から深まっていくので はないか。
- 〇幼児、児童の頃から障害児と接する機会を設け、早期から障害のある人を当たり前のこととして受け入れできるような教育をしてほしい。
- ○障害者を地域住民に知ってもらうことが重要ではないか。自治会や社会福祉協議会支部の協力のもと、障害者も気軽に 参加できるイベントを企画し、地域の方に障害者のことを知って頂ける機会を作ってほしい。
- ○市民への障害者権利条約や障害者差別解消法などの法制度を周知し、障害者への偏見や差別などが起こらないように 啓蒙活動を広げていく必要があるのではないか。
- ○市でもこれまで様々な障害者を取り巻く「社会的障壁」を取り除く取組をしてきたと思うが、その結果を取りまとめて、地域 住民に公開してみたらどうか。
- ○他県の市町では、手話言語条例を制定しているところもある。手話も保育園・幼稚園や小学校など子どものころから教育として導入すれば、大人になっても自然に身につくのではないか。

2. 社会資源について

- ○大きな相談窓口は市でも設置されているが、自分の子どもに合った相談ができる相談窓口がほしい。
- ○相談支援事業では、手話ができる相談員がおらず、聴覚障害者にとってはコミュニケーションが取れないため相談しにくい。 い。聴覚障害者にとっても相談しやすくなるような体制を作ってほしい。
- ○聴覚障害児、重度障碍児に対する放課後等デイサービスが足りない。
- ○市町による手話通訳者養成講座がなく、また、育成が難しく手話通訳者が増えないため、手話通訳者の不足が続いている。
- ○障害を持つ子どもの親同士が気軽に相談できる場があると良い。
- ○家庭内や近隣でトラブルが発生しても親だけでは、体力的にどうしようもなく、精神的に追い詰められてしまう。大きなトラブルになったら警察に頼らざるを得ないが、そうなる前に第三者に頼れる駆け込み寺のような場所がほしい。

3. 教育関係について

- ○教育に関して、近隣市には特別支援学校があり、普通学校と特別支援学校の間で相互に研修のための異動をし、教育の 障害への理解を深めている。北名古屋市では特別支援学校がないため、こういった取組をすることができるような体制を 整えてほしい。
- ○教育の場では、児童・生徒よりも先生方の理解が最も重要でないか。最近の先生方は、なかなか障害について教えること ができないように思う。大人が良い手本を示すことで、子どもに対しても良い影響を与えることができると思う。

第6期障害者福祉計画・第2期障害児福祉計画 より

⑧ 障害を有する児童の子ども・子育て支援の提供体制の整備

障害を有する児童の子ども・子育て支援の提供体制の整備は、保育所、放課後児童クラブ ともに計画見込量を達成しませんでした。

また、前計画では見込量を設定していませんでしたが、令和2年度では認定こども園で3人の受入れをしています。

【計画見込量に対する実績(令和2年度実績は8月末までの実績/経過月】

サービス種別		利用ニーズを踏まえた	①計画見込み量		②実績			2/0	
		必要な見込み量	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度
保育所	(人)	48	48	48	48	24	34	20	41.7%
認定こども関	(人)	-	-	_		0	0	3	-
放課後児童クラブ	(人)	59	59	59	59	58	60	52	88.1%

(8)障害を有する児童の子ども・子育て支援の提供体制の整備

国における指針では、各都道府県及び各市町村において、障害児通所支援等を利用する障害を有する児童の保護者の子ども・子育て支援等の利用ニーズを満たせる定量的な目標を示し、希望に沿った利用ができるよう保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等における障害を有する児童の受入れの体制整備を行うものとされています。

本市では、以下の通り見込量および目標を設定し、障害を有する児童の子ども・子育て支援 の提供体制の整備を図ります。

【障害を有する児童の子ども・子育て支援の提供体制の見込量】

サービス種別		利用ニーズを踏まえた 必要な見込み量	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	(人)	25	30	30	30
認定こども園	人)	7	8	8	8
放課後児童クラブ	(人)	62	62	62	62

北名古屋市の現状と課題

【現状】

● 第2期障害児福祉計画から

支援が必要な子どもが増加しています。

受け入れ態勢などもありますが、インクルーシブ保育や教育を望む方がいらっしゃいます。

我が事まるごとの地域づくりが求められています。

専門的やより身近な相談機関を望まれる声があります。

地域で子ども同士の交流を早期から望まれる方がいらっしゃいます。

地域で共生社会の啓蒙活動を望む声があります。

● 児童課(親子通園)

定員に空きがなく受け入れに待って頂く事が多くあります。

保育所等へ通所後に親子通園へ通園される方が増え、通園開始時期の年齢が上がっている事や通う日数の問題で、長期間通う方が増えています。

健康課(乳幼児健診・事後教室・戸別訪問)

早期支援・早期療育が必要と思われる場合でも、感染予防対策の影響で事後 教室は受け入れを待っていただくことが多くあります。個別フォローをする中で、案 内できる社会資源にも限りがある状態です。

臨床心理士などによる専門的で身近な相談機会へのニーズが高まっており、す ぐに相談につなげることができない現状です。

● 児童課(保育所・こども園)

乳児(O歳児から2歳児)の入園が増え、入所時には周りとの差も少ないですが、I歳児後半から2歳児になるころに特別な配慮が必要になってくる子も増えています。その後、母子通園を希望しても入ることができないこともあり、療育が必要と分かりながらも就労をやめることもできず療育が受けられない子もいます。

● 児童課(幼稚園)

園で把握している配慮が必要な児童の中で、病名が付いている子の親が認識している子は、3分の2程度です。

親の困り感がないと、集団での様子を伝えてもなかなか前に進めません。小学校へ進学した後に集団の中での問題行動が目立つ子もいます。

園に入園後、療育の必要があっても、すぐに入れる施設がありません。

加配に付ける職員にも限度があり、担任への負担が増えています。

全ての場面において、加配が付けられるわけではありません。教室の外に出て 行ってしまった時やパニックになった時などに、担任以外に教師が一人付いて対 応しています。 一日のルーティンや今から行う事を絵カードで示し、子どもが迷わないようにしています。

病気でオムツでないと排泄できない園児は、オムツを替えるなどの対応をしています。

配慮が必要な子どもに加配がつけられず、担任が対応することで、保育がとぎれてしまうことがあります。

保護者の理解が得られず、その子にとって適切な対応ができないことがありま す。

今年度は手帳有の園児 2 人、手帳はないが、現在施設と併用、診断ありが 4 人、手帳の可能性ありが | 人となっています。

入園面接は親子で短時間のため、集団生活での困りは入園しないとわかりません。

入園前に、育ちや発達に心配があっても、そのことを園に伝えなかったり、幼稚園に入ればなんとかなる、と言われる保護者もいるため、保護者との意思疎通が難しい場合もあります。

診断がなく集団生活が難しい子が複数いる場合で保護者の理解がない場合、子どもたちに対して補助教員(加配)がいつも付き添うことができないため、みなと同じような保育活動ができないことがある。

● 学校教育課(学校)

特別支援学級の種別は、多種になっており1校に3種以上設置の学校は、令和3年度は16校のうち6校になります。特に専門性を求められる種別に関わる職員の気軽な相談の場が不足しているように感じます。

また、定員が8人とはいえ、人数の多い学級の経営は多岐にわたり、細やかな対応が必要となるため、職員は多忙となっています。

【課題】

● 第2期障害児福祉計画ヒアリングから

支援が必要な子どもが増加している事やインクルーシブ保育や教育を望む方がいらっしゃり、その望みを叶えていくために、ご本人やご家族が望む場所で活動ができるように地域の中核的役割を担う児童発達支援センターの設立が必要です。

児童発達支援センターを中核にした子どものよろず相談ができる相談体制や 専門的な相談に対応できる相談機能が必要です。

共生する社会の実現のため、伴奏型支援の充実や社会的障壁の除去等、地域 づくりが必要です。

福祉の枠でなく子どもの施策で大きく考え、子どもにとって最も良い、適切な支援が提供できるように関係機関の連携体制や支援者を支える体制の構築が必要です。

早期の交流や理解を深めていくために啓蒙活動が必要です。

● 児童課(親子通園)

空き状況の関係で、本来、必要である早期療育の取組みに支障がある場合があります。

より専門的な支援をしていく事や地域連携をしていくための更なる下支えが必要です。

健康課(乳幼児健診・事後教室・戸別訪問)

空き状況の関係で早期介入が難しい時があり、乳幼児健診・発達相談から事後教室を勧める母子については特に、関係機関との連携と一貫した対応、事業の調整や下支えが必要です。

● 児童課(保育所・こども園)

特別な配慮が必要になってくる子や療育が受けられない子もいるので、単独療育を拡大するなどの対応が必要です。

● 児童課(幼稚園)

コロナ禍において、集団での様子を親に見てもらえる場が少なく、実際の様子 をどう知らせていくかの問題が大きいです。

集団に馴染みにくい子ども達は、発達段階・配慮点・課題などは、・一人一人多種多様であるため、そのような面を考慮すると、もう少し加配の担当に余裕がほしいです。

加配が必要な園児が何人かいますので、それぞれの対応ができるように人員 を増やしたいです。

療育に入れる人数を増やし、対応できるようにして頂きたいです。

園で教育相談などに促しても動こうとする保護者の方が少ないので、健診など

でも促して頂けるとありがたいです。

配慮が必要の子どもの保護者にどのように現状を伝え、理解をしてもらうか。 加配を付けるには人件費などの経費もかかるため、簡単にはつけられません。 保護者よりなかなか青い鳥などの施設への予約が難しいと聞きます 保護者との話し合いの進め方・きっかけの方法。

教師の知識向上のため、研修、講話など機会をつくっていきたいです。

明らかに集団生活が苦手な子、困りがある子が、病院の先生から「大丈夫」と言われる場合がある。」対して大人に対して緊張しない子やおとなしい子にとっては、困り感は見られないかもしれないが、園の活動は難しい場合がある。診断を決めつけるわけではないが、保護者の理解が得られないことがあります。

支援の必要な子どもに関わる補助教員の人員確保は限られています。

保健センターから健診時の親子の様子等の情報を教えていただけるのは、子どもの育ちを見ていったり、保護者の子どもへの関わりを知ることで参考になるので、今後も継続していただきたいです。

● 学校教育課(学校)

現状から、特別支援員、看護師、介護士等補う人材がさらに必要です。

保育園の受入れは児童課、特別支援教育の相談は、学校教育課、発達支援の相談は、ひまわり園・ひまわり西園、手帳等療育については、社会福祉課と細やかな対応ではあるが、窓口がバラバラであり、庁舎も分かれていて、保護者に対して案内がしにくいため、センター的役割を行う体制が必要です。

● 医療的ケア児への支援の必要性

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、在宅生活でも引き続き 医療的ケアが日常的に必要な子どもたち(医療的ケア児)やその家族への支援 の充実は必要不可欠です。

また、医療的ケア児の支援は、多職種連携が必要となるので、関係機関をつなげる役割をはたす機関が必要です。

考察

北名古屋市に居住の方や行政の方も、共生社会の実現に向けて取り組みを望んでいます。しかし、人材確保や縦横の連携・専門的な支援等が不足している状況と考えます。

また、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行に 伴い、北名古屋市に住む全ての方が、安心して子どもを産み、育てる事がで きる社会の実現が求められています。

そこで、北名古屋市児童発達支援センター(仮)を設立し、子どもの発育に不安を感じている保護者が、切れ目のない支援の中、地域で安心して子育てができ、また、安定した環境の中で子どもたちが持っている能力を十分に伸ばし、子どもと保護者が将来の見とおしを立てられるような効率の良い支援体制を構築することが、必要と考えます。

また、北名古屋市児童発達支援センター(仮)が、各支援者から気軽に相談や助言ができる機能を有する事により、チーム形成を行いチームで支援のアプローチができると考えます。

そのためには、まずは保護者の思いに寄り添い、関係機関が縦横の連携をしながら適切な支援を行い、地域住民が地域の子どものひとりとして、育ちを応援していけるような児童発達支援センターのキーワードとして、「気づく」「つながる」「支え合い」を提唱していく必要があると考えます。

提唱した、「気づく」「つながる」「支え合い」機関が中心となり、地域で機能する事で、地域共生社会の実現につながると考えます。

地域共生社会とは

厚生労働省 地域共生社会 のポータブルサイトより

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、 地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が

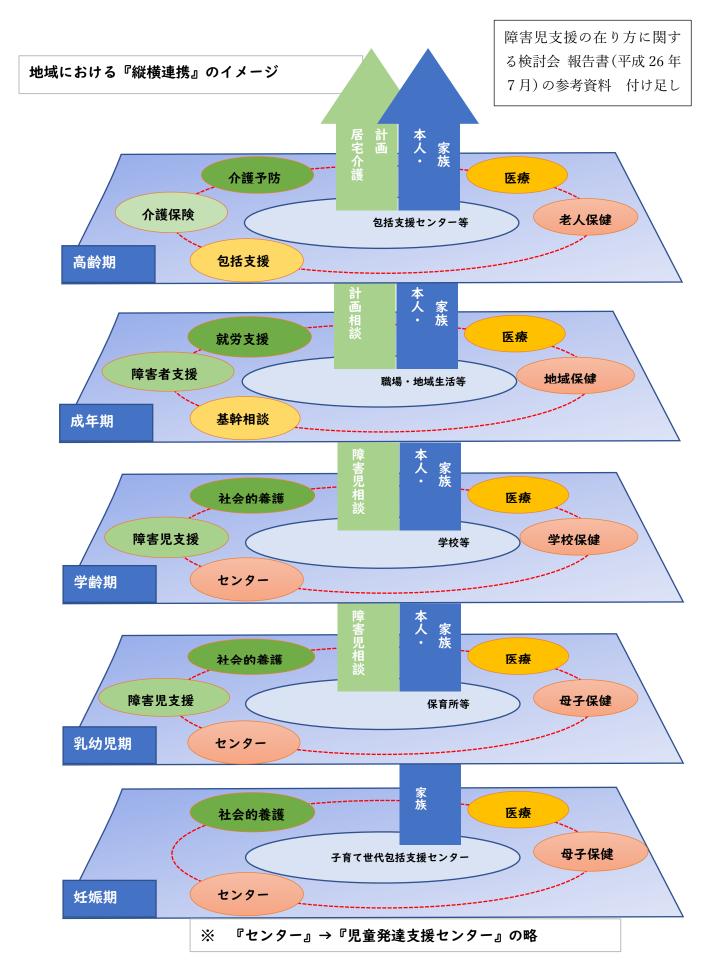
世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



地域共生社会の実現に向けた取組の経緯

高齢化の中で人口減少が進行している日本では、福祉ニーズも多様化・複雑化しています。 人口減による担い手の不足や、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、 人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。





第3章 北名古屋市児童発達支援センター(仮)について

(1) 基本理念

- 1. チャイルドファーストの精神や子どもの権利条約を遵守します。
- 2. すべての子どもが地域の中で自立に向けて成長できる支援をします。
- 3. 子どもの最善の利益を守り、成長に寄り添う切れ目ない支援をします。
- 4. 地域住民の方と共に支え合い、助け合う共生社会の実現を目指します。

「子どもの権利条約」子どもの権利は大きく分けて4つ



生きる権利

受けられるなど、命が守られるこ



育つ権利

生まれた能力を十分に伸ばしなが ら成長できること



守られる権利

住む場所や食べ物があり、 医療を 勉強したり遊んだりして、もって 紛争に巻きこまれず、難民になっ たら保護され、暴力や搾取、有害 な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作 ったりできること

「子どもの権利条約」 一般原則

・生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

・子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

・子どもの意見の尊重 (意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

・差別の禁止 (差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍。性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されま d.

ユニセフホームページより

(2) 基本方針

1. 誰もが気軽に相談し利用できるように 「気づく」「つながる」

現在、障がいとはっきりとわかない場合が多くありますが、保護者の方の不安な 気持ちを支える必要がある。誰でも気軽に相談できる体制を整えます。 また、様々な専門的な相談が必要な方にも対応できるような職員体制を整えます。

2. 地域の核になれるように「気づく」「つながる」「支え合い」

現在、保育園やこども園・幼稚園・学校・児童館・児童クラブ・児童発達支援・放課後等デイサービス等の支援の場があり、各事業所の連携や相談の場が必要と思います。

北名古屋市児童発達支援センター(仮)が連携の核になり、各課の垣根や制度 を超えて連携できる体制を構築していきます。

3. 既存の施設の活用や役割分担 「つながる」「支え合い」

北名古屋市には、ひまわり園・ひまわり西園という親子通園施設があります。その園では、確立した療育システムがあり、有効活用するべきと考えます。今後も、市の療育システムを中心に置きながら、役割分担や体制の整備を行い、北名古屋市で生活する子どもの権利条約が守れる町であるように支援していきます。

また、既存の相談や支援機関も複数あります。既存の機関と連携を図りながら行っていきます。

4. 一人ひとりのニーズにあった支援 「つながる」「支え合い」

北名古屋市児童発達支援センターでは、一人ひとりのニーズにこたえていくために、『相談支援事業』『児童通所支援事業』『地域連携事業』があります。

また、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな 理由でも差別せず、各ライフステージやニーズに併せて支援を行っていきま す。

5. 誰にでも開かれた地域へ「つながる」「支え合い」

子どもが希望する活動場所や子どもの最善の利益の追求が図れるように、『保育所等訪問支援』や『巡回相談』を行い、子どもが地域でより過ごしやすく、より良い支援が受けられるように、福祉関係以外の様々な場所への啓蒙活動や支援の相談等を行います。また、地域の活動場所への支援体制を整え活動できる場所の充実を図っていきます。

6. 『地域共生社会』への地域づくり 「つながる」「支え合い」

制度や分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことを目指して行きます。

(3) 事業内容

相談支援事業

1. 基本相談(子ども家庭総合支援拠点・子育て世代包括支援センター・子育てコンシェルジュ・保健師・相談支援専門員)

発達や生活全般の相談

入園や入学の相談

その他、福祉制度や子育てに関する相談や助言

医療面との連携

2. 障害児相談(相談支援専門員)

利用計画作成、モニタリング、連絡調整 等

3. 専門相談(有資格者)

臨床心理士や作業療法士・理学療法士・言語聴覚士等の専門的な相談 (専門機関の紹介等)

4. プランチェック・後方支援

サービスの質の向上を図るため、利用計画やモニタリング・個別支援計画等のチェックを行います。

また、後方支援については、原則 18 歳まで行い、その後の支援については、基幹相談支援センター等へ引き続きを行います。

児童発達支援事業

Ⅰ.訪問型児童発達支援(制度外も含む)

支援者が希望するご家庭に訪問し、早期療育や相談支援を行います。また、制度外の利用もできるように柔軟に対応して行きます。

2. 親子通園

親子で通って頂き、集団生活での困り感を親子で共有し、対応を職員・親子で考え解決していく経験を得ていただきます。

また、支援方法や環境整備等を各活動場所で支援ができるように伝達などを行います。

その上で、ペアレントトレーニング等を行い、親に自信や子育ての喜びを学んで 頂くと共に、他の親子との交流が図れる時間を確保し、お互いの子育てを相談し 合う環境を整えて行きます。

3. 单独通園

単独で通って頂き、集団生活での困り感を職員と一緒に考え解決していく経験を得て頂きます。

また、支援方法や環境整備等を各活動場所で支援ができるように伝達などを行います。

地域連携事業

1. 保育所等訪問

訪問先は、保育所(保育園)をはじめ、幼稚園や認定こども園、小学校、特別支援学校、自治体が認めた児童が集団生活を営む施設、乳児院、児童養護施設です。

訪問支援員が、施設などを訪問し対象の子に対して、集団に適応するために必要な支援を行います。

この事業を行う事により、その子にとって最善の利益が図れる選択が行えます。

2. 巡回支援専門員整備事業(市町村)

- (1) 発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ 等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支 援を担当する職員や障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のた めの助言等の支援を行います。
- (2) (1)の取組みにおいて、助言をした障害のある子どもに対して、引き続き見守り等が必要であると判断した場合に、専門員が施設職員関係機関の担当者と連携して、当該家庭への戸別訪問を行い、継続的に支援します。

3. 啓発活動

- (1) 啓発及び研修の実施により子どもたちの発達や支援が必要な方に対する理解を促進し、地域で子どもを支える体制の整備を図ります。
- (2) また、地域で子どもの活動場所等へ訪問し、合理的配慮や差別禁止等の 子どもの権利条約の普及に努めていきます。
- (3) 啓発活動を促進していく中で、包括的(インクルーシブ)な地域づくりを行います。

(4) 児童発達支援センターが機能したライフステージ別支援

1.妊娠中の方について

市が行っている子育て世代包括支援センターが運営する相談業務等と連携を 図り、妊娠中の方の不安解消の支援を行っていきます。

また、出産のリスクが高い方に対しても病院や保健センターと連携を図りながら 対応していきます。

2. 乳児期の方について

乳児期のお子様やご家庭には、『相談支援事業』や『児童通所支援事業の訪問型児童発達支援』や健康福祉課と連携し健康福祉課が行っている『戸別訪問』へ同行し、ご家庭で早期の療育支援や子育てへの不安の共有・相談等を行える体制を構築や医療との連携をしていきます。

また、児童課と連携し『なかよしキッズ』や、健康福祉課と連携し『乳幼児健診』 やフォロー教室の『りんご教室・つぼみ教室』等へ訪問し、『相談支援事業』や『地 域連携事業の保育所等訪問支援・巡回支援専門員整備事業』を展開しながら、 早期の療育支援や啓蒙活動を行っていきます。

さらに、親子療育や集団療育が必要なお子様やご家庭には、市が運営する『ひまわり園』『ひまわり西園』への繋ぎを行っていきます。

3. 親子通園へ通所中の方について

市が運営する『ひまわり園・ひまわり西園』へ通われているお子様やご家庭には、『相談支援事業』の『基本相談や障害児相談』で障害児相談支援事業を行い、きめ細やかな相談支援を展開していきます。

また、『地域連携事業の保育所等訪問支援・巡回支援専門員整備事業』を活用し、療育支援の促進や『保育所・こども園・幼稚園』等次の活動場所へ繋げる支援を展開していきます。

4. 保育所・こども園・幼稚園へ通園中の方について

保育所・こども園・幼稚園へ通園中のお子様やご家庭には、『地域連携事業の保育所等訪問支援・巡回支援専門員整備事業』で、『保育所・こども園・幼稚園』等へ訪問し、日常の活動の様子の確認やフォローアップをしていくとともに、環境整備の支援や課題解決に向けた協議等の支援を展開していきます。

また、表面化した課題については、『児童通所支援事業の親子通園・単独通 園』で、課題へのアプローチや支援方法等の検討やトレーニング・必要な方に対し てペアレントトレーニングを家庭支援課と連携して行います。

確立した環境整備や支援方法については、『保育所・こども園・幼稚園』へ『地域連携事業の保育所等訪問支援・巡回支援専門員整備事業』を活用し、地域で実施できる体制を構築します。

また、地域の事業所を利用される方については、障害児相談支援へ移行し、『相談支援事業』は、後方支援にまわります。

5. 小学校在籍の方について

小学校在籍中のお子様やご家庭には、『地域連携事業の保育所等訪問支援・ 巡回支援専門員整備事業』で、『放課後等デイサービスや学校・児童クラブ・児童 館・その他活動場所』等へ訪問し、日常の活動の様子の確認や不登校の支援・フ ォローアップをしていくとともに、環境整備の支援や課題解決に向けた協議等の支 援を展開していきます。

また、地域の事業所を利用されている方については、障害児相談支援の後方支援を行います。

その中で、各事業所の支援方針が子どもの権利条約に批准しているかプランチェック等を行い、子どもの最善の利益の追求をしていきます。

6. 中学校在籍の方について

中学校在籍中のお子様やご家庭には、『地域連携事業の保育所等訪問支援・ 巡回支援専門員整備事業』で、『放課後等デイサービスや学校・児童館・その他 活動場所』等へ訪問し、日常の活動の様子の確認や不登校の支援・フォローアッ プをしていくとともに、環境整備の支援や課題解決に向けた協議等の支援を展開 していきます。

また、地域の事業所を利用されている方については、障害児相談支援の後方支援を行います。

その中で、各事業所の支援方針が子どもの権利条約に批准しているかプランチェック等を行い、子どもの最善の利益の追求をしていきます。

7. 高校や専門学校等の在籍の方について

高校や専門学校等の在籍中のお子様やご家庭には、『地域連携事業の保育所等訪問支援・巡回支援専門員整備事業』で、『放課後等デイサービスや学校・児童館・その他活動場所』等へ訪問し、日常の活動の様子の確認や不登校の支援・フォローアップをしていくとともに、環境整備の支援や課題解決に向けた協議等の支援を展開していきます。

また、地域の事業所を利用されている方については、障害児相談支援の後方支援を行います。

その中で、各事業所の支援方針が子どもの権利条約に批准しているかプランチェック等を行い、子どもの最善の利益の追求をしていきます。

また、18歳頃を目途に後方支援の役割を基幹相談支援センター等へ引き続きを行っていきます。

(5) その他

その他

児童発達支援センターに求められている機能を考えると、単独の課や民間企業が行う事の困難さが伺えます。

横断的に各課の連携を図ることや官民一体となって取り組むことで、北名古屋市 に住まわれる皆様にとって有益な児童発達支援センターの設立や運営が行えると 思います。

児童発達支援

対象者

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

サービス内容

生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 , 集団

主な人員配置

- 児童発達支援センター ・児童指導員及び保育士
- 児童指導員 保育士

1人以上 4:1以上

人以上

- 児童発達支援管理責任者
- **近里先珪又版じノア**
- 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 ※ うち半数以上は児童指導員又は保育士

10:2以上

26

児童発達支援管理責任者 1人以上

報酬単価

(平成30年4月~)

基本報酬

- 児童発達支援センター (利用 <u>定員に応じた単位を設</u>定 774~1,081単位
- 難聴児·重症心身障害児以外難聴児 970~1,377単位
- 重症心身障害児 919~1,325単位

 \downarrow

配した場合に加算

施設種別, 利用定員,

提供児童等に応じた単位を設定)

25~418単位 18~309単位 10~182単位

理学療法士等 児童指導員等

その他従業者(資格要件なし)

児童指導員等加配加算(, 11)

主な加算

基準人員に加え、理学療法士等、

保育士、

児童指導員等の者を加

重症心身障害児以外(主に未就学児を受け入れる事業所 433~827単位 重症心身障害児以外(主に未就学児以外を受け入れる事業所360~703単位 重症心身障害児 833~2,088単位

<u>児童発達支援センター以外(利用定員に応じた単位を</u>設定)

<u>看護職員加配加算【~Ⅲ)</u> 看護職員を加配した場合に加算 医療的ケアを要する児童を一 定以上受け入れている事業所が、基準人員に加え、

(利用定員,加配人数に応じた単位を設定)

- 難聴児·重症心身障害児以外 24~201単位(センタ-),80~600単位(センタ-以外) 難聴児 44~300単位(センタ-) 重症心身障害児 80~200単位(センタ-),133~800単位(センタ-以外)

6,365 (国保連平成31年1月実績)

利用者数 113,110 (国保連平成31年1月実績

22

居宅訪問型児童発達支援

対象者

重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

サービス内容

■ 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、 知識技能の付与その他必要な支援を行う。

人員配置

- 訪問支援員 児童発達支援管理責任者 1人以上 管理者

<u>○報酬単価(平成30年 4 月~)</u>

基本報酬

988単位

主な加算

<u>訪問支援員特別加第(79単位)</u>

→ 作業療法士や理学療法士、保育士、看護職員等の専門性の高い職員を配置した場合に加算

通所施設移行支援加算00単位)利用児童に対し、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所 を行った場合に加算(1回を限度) 又は放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整

事業所数 25 (国保連平成31年1月実績)

利用者数 47 (国保連平成31年1月実績)

保育所等訪問支援

○ 対象者

■ 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

サービス内容

○ 人員配置

- 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。
- 訪問支援員 児童発達支援管理責任者 1人以上 管理者

<u>○報酬単価(平成30年 4 月~)</u>

基本報酬

988単位

主な加算

訪問支援員特別加第(7)単位)

→ 作業療法士や理学療法士、保育士、 員を配置した場合に加算 看護職員等の専門性の高い職

初回加算(00単位)

→ 児童発達支援管理責任者が、初回訪問又は初回訪問の同月に保育 所等の訪問先との事前調整やアセスメントに同行した場合に加算

事業所数 689 (国保連平成31年1月実績)

利用者数 4,927 (国保連平成31年1月実績)